
第3編 震災対策

第1章 震災予防計画

第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

■基本的考え方

この計画は、災害時における通信・連絡が迅速、的確に行えるよう、通信体制の明確化、情報通信設備の整備を行うとともに、適切な運用を図るために定めるものである。

関係部課	環境防災課、経営企画課、情報広報課、社会福祉課、消防本部
------	------------------------------

1 組織体制の整備

(1) 震災に強いまちづくりの推進に向けた体制整備概況

市は、市域に起こりうる最大の地震被害想定結果を踏まえて、震災に強いまちづくりの実現を図るため、関係各課が連携して対策の推進を行う。

(2) 市の活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、日頃から職員に対し災害時の役割の周知徹底を図るとともに、本計画に基づき震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等を作成、配布し、災害時の初動体制・応急復旧の迅速化に努める。

また、業務体制に影響を及ぼさないよう重要データの保全と応急対策に必要な職員数を確保するため、業務継続計画（BCP）の継続的な見直しを行う。

更に、関係各課では、災害時に円滑に相互連携が図れるよう、日頃からの情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行う等部局間の連携体制を整備する。

2 相互応援体制の整備

(1) 市町村間及び民間団体との相互応援

ア 市町村間協定の見直し及び締結

現在締結されている協定は、関係市町村との協議により、必要に応じて協定内容等の見直しを行う。

また、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請を想定し、法第67条の規定等に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進する。

イ 民間団体・事業所等との応援協定の締結

周辺市医師会、商工会、農協等をはじめとする関係団体、その他市内民間事業者との応援協定の締結を推進する。

ウ 応援要請及び受入れ

市は災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法、派遣職員の編成等応援体制についてのマニュアルや資機材を整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。

その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、平常時から協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(2) 国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

災害時、国等からの職員派遣要請及び斡旋が、迅速かつ円滑に行えるよう、応援手続情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 自主防災組織等の育成・連携

(1) 自主防災組織等の整備

ア 自主防災組織づくりの支援

自主防災組織について、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて、市民に自主防災組織づくりの必要性を啓発していくとともに、活動支援をPRし、自主的な組織設立に取り組む。

イ 自主防災組織の単位・編成

(ア) 組織単位

組織の単位は行政区や自治会等を基本として、必要に応じて、ブロック分けをする。

(イ) 編成

自主防災組織には組織をとりまとめる会長をおき、その下に、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等を設置し、班毎に班長を決める。

ウ 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次のとおりである。

(ア) 平常時の活動

a 防災に関する知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等

b 防災訓練の実施

c 火気使用設備器具等の点検

d 防災資機材の備蓄

e 避難行動要支援者名簿の作成

(氏名、住所、年齢、世帯構成、身体状況など)

f 避難行動要支援者避難協力体制の計画

g 災害発生時における行政や消防団など地域内との連絡手段及びその伝達事項等のマニュアル策定・再確認

(イ) 災害時の活動

a 危険箇所等の情報の収集、行政・消防団との情報の伝達及び共有化

b 周辺住民への防災情報の伝達

c 出火防止及び初期消火

d 避難誘導

e 救助・救護の実施及び救助・救護者リストの作成

エ 相互協力体制の整備

市内自主防災組織間の協力体制の整備として、自主防災組織間の情報交換を促進する等連携体制を強化する。

オ 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成等について支援を行う。

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防火管理体制の強化

学校、病院、工場、大規模店舗等多数の人が出入りする施設に対しては、消防法8条の規定により、防火管理者を定め、当該対象物について消防計画を作成させる。

防火管理者の作成する消防計画の主眼点は、次のとおりとする。

(ア) 当該対象物の規模、業態、階層、消防設備等を考慮した消火・通報・避難誘導・救助・警戒等の訓練の実施。

(イ) 消防用設備の点検・整備。

(ウ) 火気の使用、又は取り扱いに関する監督。

イ 危険物施設及び高圧ガス関連事業者等の防災組織

消防本部は、危険物施設の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

危険物施設は、爆発性、毒性等の性質のものがああり、周囲に及ぼす影響も大きいことから自主防災体制の強化、事業所相互間の応援体制等を確立する。

(3) ボランティア組織の育成・連携

ア 災害ボランティアとの調整

災害ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両方の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア(医療、語学、アマチュア無線)については、関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

イ 災害ボランティア担当窓口の設置

市は、災害ボランティアの担当窓口を社会福祉協議会に設置する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等、予め、その機能を整備する。

また、市社会福祉協議会は、併せて、災害の発生時における迅速な支援体制整備等のため、平時から災害初動期において活動できる人材の養成等を図る。

なお、市は、災害発生時において、広域にわたる被害又は甚大な被害の発生により、上記の「窓口」の設置が困難となる場合には、率先して必要な措置を行う。

ウ 災害ボランティア団体との連携

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑

に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

エ 一般ボランティアの養成・登録

市社会福祉協議会は、災害時、それぞれ、「ボランティア支援本部」、「災害ボランティアセンター」における、ボランティアの受け入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズへの的確な対応を図るものとする。その際、ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターが行う業務は次のとおりとする。

(ア) ボランティア支援本部における業務

- a 紹介先、紹介人数、活動内容等の市レベルでのボランティアの調整
- b aに基づくボランティアの紹介
- c 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介

(イ) 災害ボランティアセンターにおける業務

- a 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- b aに基づくボランティアの紹介
- c ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

オ 災害ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

(ア) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(イ) 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点や宿泊施設の指定・整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(ウ) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

(エ) 被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資

機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報
の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

(4) 企業防災の促進

ア 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、
地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、
リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマ
ネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を
継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制
の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による
資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要な
ライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の
取組みを継続的に実施するなど損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、
防災活動の推進に努めるものとする。

このため、市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるととも
に、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表
彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るも
のとする。また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画
（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにこたえられ
る市場の健全な発展に向けた条件の整備に努める。

また、市及びかすみがうら市商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく
取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、継続して、事業継続力強化支援計画の策
定に努めるものとする。

イ 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害
状況を迅速かつ適正に把握できる体制の整備に努めるものとする。

ウ 施設利用者の安全確保・帰還困難者対策

企業等においては、災害発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害
の拡大防止をはかるため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるもの
とする。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従
業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるも
のとする。

更に、企業を地域コミュニティーの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加
を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関
するアドバイスをを行う。

4 情報通信ネットワークの整備

災害時の情報通信ネットワークは、「第2編 風水害対策 第1章 災害予防計画 第8節 情報通信設備等の整備計画」に定める。

第2節 地震に強いまちづくり

■基本的考え方

この計画は、都市計画マスタープラン等市のまちづくりに関する関連計画との整合を図り、地震に強いまちづくりを実現するために必要な都市施設及び建築物の耐震化等に関する対策について定めるものである。

関係部課	環境防災課、都市整備課、道路課、上下水道課、消防本部
------	----------------------------

1 防災まちづくりの推進

(1) 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりを総合的に推進するため、以下の点について、防災まちづくりの方針を策定するとともに、都市計画マスタープランなどのまちづくりに関する上位計画に位置づけることで、防災まちづくりを推進する。

- ア 市の災害危険度の把握と防災に配慮した土地利用計画
- イ 市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- ウ 災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

(2) 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置

- ア 災害時においては、多岐にわたる災害対応を全庁的に統轄しなければならない。このため、千代田庁舎（防災センター）及び霞ヶ浦庁舎を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図る。
- イ 災害時の情報の収集・分析・共有を容易にし、事後の行動の意思決定に資するため、災害対策本部会議室等のスペース、防災情報システム等をあらかじめ整備し、防災機能の充実・強化に努める。

(3) 地域地区制度の効果的活用

まちづくりにおいては、既成市街地内の建物密度を土地利用に応じ適正に保つ等、都市計画法を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

(4) 都市施設の整備促進

ア 都市計画道路

都市計画道路は、火災の延焼防止や避難路としての機能を有していることから、適宜、その整備を促進する。

イ 都市公園

都市公園は、市内の防災拠点としての機能を有していることから、その拡充を図る。

(5) 災害に強い市街地の形成

街道沿いに形成された市街地では、行き止まり道路や狭隘道路など道路整備が未整備なま

ま形成された住宅地があり、災害時の避難に支障をきたすことが想定される。

今後、新しく形成される市街地や既成市街地の再編に当たっては、道路等都市基盤と一体となった整備を推進することによって災害に強い市街地づくりを進める。

(6) 避難施設の整備計画の作成及び施設の追加・変更

大規模災害に備えて既に指定されている避難所及び避難場所について、災害の発生時に速やかな開設、運用ができるように、設備の拡充などに関する計画を作成する。

なお、施設の老朽化や市街地の動向に応じて、より安全な避難所及び避難場所の追加・変更を検討する。

2 建築物の耐震化・不燃化等の推進

(1) 建築物の耐震化

ア 公共公益施設の耐震化対策

庁舎、学校及び社会福祉施設等の公共公益施設は、災害時における避難、医療救護活動等の応急、復旧対策活動の拠点となるため、市及び施設の管理者は耐震診断及び耐震補強等の対策を推進する。

また、新築・改築の際には、耐震性等の一層の確保に努める。

イ 住宅の耐震化

一般の住宅については、耐震診断の促進を図るとともに、家屋の耐震補強の実施を促進する。

ウ 医療救護施設の耐震化

災害時の、医療救護の活動上重要な拠点となる施設については、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行う。

エ その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

オ 一般建築物の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

(ア) 道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。

また、調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修等の啓発を行う。

(イ) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の啓発を行う。

カ ブロック塀の倒壊防止対策

(ア) 安全点検及び耐震性の確保については、広報紙等を活用し啓発を図る。

(イ) 避難路及び避難場所等については、重点的に実態調査などを行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

(ウ) 日頃から点検に努めるよう指導する。

(エ) 新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準を遵守する旨指導す

る。

(2) 建築物の不燃化

建築物の不燃化の推進に当たっては、経年的な市街地の動向（建築物の構造、棟数変化や密集状況など）を調査、把握した上で、必要に応じて防火、準防火地域の指定について検討し、住民の理解等要件が整った地域から、順次指定を進める。

(3) 建築物の液状化被害予防対策

木造建築物については、建築基準法施行令第42条に基づき、特定行政庁が指定した地盤が軟弱な区域において、地盤改良等の液状化対策を指導する。

(4) 文化財保護

市及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る。

併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

3 土木施設の耐震化

(1) 道路及び橋梁

ア 道路の耐震化

道路管理者は、災害時における円滑な交通を確保するため、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから耐震化等に努める。

イ 道路災害の防除

法面の崩壊や土砂災害の影響を受けやすい道路については、その対策を進める。

ウ 橋梁の耐震化

老朽化など耐震性の低い橋梁については、橋脚補強等を実施するなどその対策を進める。

(2) 河川及び湖岸

河川・湖岸の管理施設は、耐震性向上の観点から、維持管理体制の強化を図るとともに、適切な対応策を講じる。

4 ライフライン施設の耐震化

(1) 上水道施設の耐震化

水道事業管理者は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

ア 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池等市街地に属する重要施設のうち、耐震性が不足するものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

イ 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等の老朽化した管、耐震性が不足する管路について、速やかに更新を図る。

ウ 給水装置・受水槽の耐震化

給水装置や受水槽の耐震化は、利用者の理解と協力を求めつつ、進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設の耐震化を優先する。

エ 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するために、水源の異なる地域を結ぶ連絡管（緊急時連絡管）の耐震化・増口径化を図るとともに、停電時に備えた非常用発電設備を設置するなどの施設整備の強化を図る。

(2) 下水道施設の耐震化

ア 既存施設の耐震化

処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、被災した場合の影響度を考慮し、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

耐震性が不足するものについては、新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施し、可撓性・伸縮性を有する継手の採用、地盤改良等による液状化対策の実施等、耐震補強に努める。

イ 新設施設の耐震化

新設する施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において、耐震化対策を講ずる。

5 地盤災害対策

(1) 地盤災害危険度の把握と周知公表

ア 地盤情報のデータベース化

地盤情報については、市内の地形、地質、地下水位等に関する情報を収集し、GIS（地理情報システム）を活用して、データベース化を推進する。

イ データベースの活用

(ア) 地盤災害対策工事への活用

整備されたデータベースは、インターネットなどを活用して広く公開することによって、公共工事、民間工事における地盤災害対策工法の必要性の判定などに活用していく。

(イ) 土砂災害ハザードマップの作成と公表

土砂災害ハザードマップは、整備されたデータベースを活用し、土砂災害警戒区域等や避難場所、避難経路などについて、地区単位で詳細に示したマップを作成する。更に、各対象地区の住民に対して説明会を開催し、住民の災害に関する知識の啓発を図る。

ウ 土砂災害警戒区域等の周知徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

土砂災害警戒区域等以外の市民に対しては、市域全域の危険区域分布マップの作成及び配布により土砂災害警戒区域等について広く周知を図るとともに、危険区域に位置する当事者について安全対策など土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

(2) 土砂災害防止対策

土砂災害から市民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するために、危険区域について現況調査を実施したうえで、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂

防事業を推進する。

(3) 造成地災害防止対策

ア 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地開発許可、建築確認等の審査、並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は、巡視等により違法な開発等の取り締まりを実施する。

イ 災害防止に関する指導基準

(ア) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等における土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき原則として開発行為を認めない。

(イ) 人工崖面の安全措置

宅地造成により新たに生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(ウ) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等対策を講ずる。

(4) 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、災害による被害を増大させる可能性があるとともに、建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。

このため、地盤沈下が進行しないよう監視に努めるとともに、地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水等については適切な指導を行う。

(5) 液状化対策

市及び公共・公益施設の管理者は、液状化による被害を軽減するために埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

6 危険物施設等の安全確保

(1) 石油類等危険物施設の予防対策

ア 指導及び防災意識の啓発

危険物施設は、消防法及び関係法令によって、細部にわたり規制基準が示されており、市がこれらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルの作成を指導し、マニュアルに基づく訓練による防災意識の啓発を図る。

イ 施設の保全及び耐震化

危険物施設は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を

調査し、耐震化に努めるよう、危険物施設の管理所等に対し指導を行う。

ウ 大規模タンクの耐震化

既設の大規模タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

なお、万一の漏洩に備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

また、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

エ 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施する。その結果、指導の必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言等を行う。

オ 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者には、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるよう指導を行う。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

カ 防災用資機材の整備

消防本部、消防署及び市は、複雑多様化する危険物の備えとして、化学消防力の強化に努める。

キ 市民（一般取扱者）への啓発

危険物施設の利用者には、ガソリンスタンドにおけるセルフ給油や、各家庭における少量危険物施設からの火災等を考慮し、市民等への啓発を行う。

(2) 高圧ガス及び火薬類取り扱い施設の予防対策

ア 高圧ガス設備等の予防対策

(ア) 防災マニュアルの整備及び関係者への周知

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備を所有する住民に対して、地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

(イ) 高圧ガス設備等の耐震化

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

更に、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

(ウ) 事業所間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はその恐れがある場合は、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

(エ) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

イ 火薬類の予防対策

(ア) 製造所への対策

従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の啓発と技術指導を行う。
また、定期自主検査の実施を指導する。

(イ) 火薬庫への対策

火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の啓発を図る。
また、定期自主検査の実施を指導する。

(ウ) 点検及び通報

火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は、速やかにその施設の点検を行い、被害の有無等を県及び市へ通報するよう指導する。

(3) 毒劇物取扱施設の予防対策

ア 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

毒物又は劇物による危害を防止するために、次の事項について危害防止規定を整備する。

(ア) 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

(イ) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

- a 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者
- b 設備等の点検・保守を行う者
- c 事故時における関係機関への通報を行う者
- d 事故時における応急措置を行う者

(ウ) 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

(エ) (ウ)項に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

(オ) 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

(カ) (イ)項に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

イ 防災訓練の実施

上記(オ)項に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

ウ 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第3節 地震被害軽減への備え

■基本的考え方	
この計画は、地震被害の軽減を図る上で重要となる災害時輸送の確保、消火活動、救助・救急活動、医療救助活動、被災者支援及び要配慮者の安全確保について、事前に講ずるべき対策について定めるものである。	
関係部課	環境防災課、経営企画課、情報広報課、社会福祉課、介護長寿課、健康増進課、子育て支援課、上下水道課、消防本部

1 緊急輸送への備え

(1) 緊急輸送道路の指定及び安全性の確保

本市内の緊急輸送道路は、広域輸送道路として位置づけられる常磐自動車道と、南北に隣接する土浦市と石岡市に連絡する国道6号、東西に隣接する土浦市と行方市を連絡する国道354号が指定されている。

近隣市町村では土浦市及び石岡市の救急医療体制は比較的整っており、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬等の連絡・連携を更に強化するため、国道6号の安全性確保に向けた整備を要請する。

また、本市中央部市街地と霞ヶ浦方面をつなぐ国道354号は、東西交通の主要な道路であることから、災害時の輸送を確実なものとするため、道路災害予防に万全を期するとともに、当該緊急輸送道路の安全性確保に向けた整備を要請する。

(2) 緊急輸送道路ネットワークの構築

緊急輸送道路は、県から指定されている緊急輸送道路と併せて、災害活動拠点との関連を考慮して、市道において緊急輸送時に重要となる道路を選定し、有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワークの構築に努める。

(3) ヘリポートの指定、整備

臨時ヘリポートについて、重傷者の高度医療機関への搬送、輸血用血液、医療用資材、その他救援物資の緊急輸送の中継基地となる災害活動拠点施設、若しくはその周辺地に確保、若しくはその整備に努める。

なお、臨時ヘリポートの指定、拡大については、県及び関係機関との協議により検討する。更に、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民に対し周知徹底を図る。

2 消火活動、救助・救急活動への備え

(1) 出火予防

ア 一般火気器具からの出火の予防

火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火も同様である。

市及び消防関係機関は、一般住宅所有者等に対し、地震時の出火予防対策に関する知識の普及、啓発に努める。

(ア) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び消防関係機関は、市民に対し地震を感じたら火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを指導する。

(イ) 電気器具からの出火の予防

市及び消防関係機関は、市民に対して、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合にブレーカーを落とすことなどを指導する。

(ウ) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

イ 化学薬品からの出火の予防

市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等において、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(2) 消防力の強化

ア 消防体制の充実・強化

消防体制は、合併前の消防相互応援協定を引き継ぐとともに、大災害に備えた相互応援協定締結に努め、広域消防体制の確立を図る。

更に、消防力の基準及び消防水利の基準を充足するよう消防力の整備について年次計画を立て、その強化を図る。

イ 消防水利の充実と耐震性防火水槽の整備

消防水利には、消火栓・防火水槽のほか、河川・池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、震災時には地盤の変動による水道管の破損などにより消火栓の使用の制限が予測されることから、次の施策を積極的に進め、必要量の確保に努める。

(ア) 上水道対策は緊急給水上も重要であり、水道施設の耐震化を図り、消火栓の機能維持に努める。

(イ) 消防水利の基準に基づき、消火栓及び防火水槽を年間計画により、新設・増設に努める。特に重要拠点には、耐震性貯水槽の配備に努める。

また、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

(ウ) 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(エ) 広域応援体制の整備

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、協定を締結している複数の消防本部・消防署・消防団合同の消火、救助訓練の実施に努

め、災害時への対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画策定に努める。

(3) 救助力の強化

ア 救助活動体制の強化

救助活動においては、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

イ 救助隊員に対する教育訓練の実施

救助隊員は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、教育訓練を実施し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

ウ 救急活動体制の強化

救急活動においては、大規模な震災により大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

(ア) 救急救命士の計画的な養成

(イ) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

(ウ) 救急隊員の専任化の促進

(エ) 教育訓練の計画的な実施

(オ) 消防本部と地域医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）

(カ) 市民に対する応急手当方法の指導

エ 災害用ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

傷病者の搬送においては、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

オ 集団救急事故対策

集団救急事故対策としては、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携強化を図る。

カ 消防本部・警察・自衛隊等救助隊との連携強化

消防本部及び警察署、自衛隊等他機関の救助隊においては、その連携を強化し、同時多発型救助事象への対応体制確立に努める。

(4) 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

ア 初期消火能力の向上

過密化する市街地においては、震災時における自主的な初期消火活動が火災の延焼防止に大きく貢献することとなる。このため、市では災害危険性の高い市街地から順次、自主防災組織の設立を支援していくとともに、初期消火活動を支援し、初期消火能力の向上を図る。

設立された自主防災組織については、防火用水の確保、風呂水の貯め置きなどを地域ぐ

るみで推進するよう指導する。

また、事業所に対して、地域の自主防災組織との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努めるよう指導する。

イ 救出・応急手当能力の向上

(ア) 救出用資機材の備蓄

救出用資機材については、自主防災組織に対し、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの備蓄の促進を図る。

(イ) 救助訓練

自主防災組織を中心として、家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う際には、市がその指導助言にあたるとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をする。

また、救急隊到着前の地域での応急手当は、救命のため極めて重要であることから、市が市民に対する応急手当方法の普及、啓発を図る。

3 医療救助活動への備え

(1) 医療関係団体との協力体制の強化

市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

また、地域の医療関係団体は、県・市町村が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。更に、協議会の設置又は会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

(2) 医療ボランティア支援の備え

市は、医師や看護師から構成される医療ボランティアからの受入れ要請がある場合に備え、医療ボランティア活動を円滑に行われるような支援機能を備えておくものとする。

4 被災者支援のための備え

(1) 避難所の整備

避難所又はその近傍において、地域完結型の備蓄施設の確保及び必要な食糧等の確保に努めるとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等の整備に努める。

主なものは次に示すとおりである。

ア 食糧、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）

イ 生活必需品

ウ ラジオ

エ 通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市防災行政無線を含む）

オ 放送設備

カ 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等の再生可能エネルギーを活用したものを含む）

キ 炊き出しに必要な機材及び燃料

ク 給水用機材

ケ 医療資機材（常備薬含む）

- コ 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- サ 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ
- シ マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティションテント
- ス 工具類

また、避難所の設備の整備については、避難者のプライバシーに配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の災害時要援護者や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を行う。

(2) 食糧、生活必需品等の供給体制の整備

市は、社会福祉協議会及び日本赤十字社茨城県支部と連携を図り、災害時に必要となる食糧及び毛布等生活必需品の調達・供給に関する体制を整備する。

ア 食糧の備蓄並びに調達体制の整備

(ア) 避難所等の備蓄、調達体制

市は、避難所等において想定されるり災人口の概ね3日分を目安として食糧の備蓄に努める。更に、備蓄施設は地域完結型となるように、避難所に指定されている施設又はその近傍での確保に努めるものとし、必要に応じて備蓄倉庫の整備を実施する。

なお、4日目以降は、国（非常（緊急）災害対策本部）等からの物資支援を受け入れるほか、流通在庫備蓄を活用する。

備蓄の確保に当たっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパー、その他販売業者との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要がある。ただし、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努める。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があるため、予め関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておく。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮や、アレルギー対策、感染症対策等を考慮する。

a 備蓄品目

アルファ米、パン、クラッカー、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

b 備蓄場所

市は、市有施設等を利用して備蓄の分散化を図り、確実かつ迅速な物資の配送及びリスクの分散化に努める。

(イ) 住民及び地域の備蓄の普及

市は、住民及び地域に対して、災害時におけるライフラインの寸断や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、前記に掲げる品目等、必要な物資を概ね3日分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう指導、啓発していく。

(ウ) 事業所の備蓄の普及

災害発生後、安全が確保されるまでは、従業員等を一定期間事業所内に留めておけるように、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努める。

イ 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

(ア) 避難所等の備蓄、調達体制

供給品は、想定されるり災人口を目標として、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるとともに、避難所に指定されている施設及び市役所等を備蓄場所として整備する。

また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の要配慮者の状況を考慮する。更に、避難所生活等で必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。

そのほか、避難場所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、予め各事業者との協定を締結するなど、協力体制を構築する。

a 備蓄品目

毛布、ビニールシート、簡易ベッド、パーテーションテント、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、マスク、消毒液等

b 備蓄場所

市は、指定避難所に隣接して防災倉庫を設置するとともに、市有施設等を利用して備蓄の分散化を図り、確実かつ迅速な物資の配送及びリスクの分散化に努める。

(イ) 事業所、市民等の備蓄の普及

市は、事業所及び住民に対して、日常生活に必要な品目を備えるよう指導、啓発していく。

(3) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、下記応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備に努める。

< 品 目 >

①給水タンク車 ②給水タンク ③浄水器 ④ポリ容器 ⑤ポリ袋等

ア 行動指針の作成

市は、応急給水・応急復旧の行動指針を予め定め、職員に周知徹底する。

応急給水・応急復旧の行動指針は、水道施設の耐震化の進捗等、状況の変化に応じ見直すものとする。

イ 検査体制の整備

市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備しておく。

5 要配慮者の安全確保のための備え

要配慮者の安全確保のための備えは「第2編 風水害対策 第1章 災害予防計画 第14節 要配慮者支援計画」に定める。

6 燃料不足への備え

災害の発生に伴い燃料供給が滞る事態が発生した場合に備えるためには、石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

(1) 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各支部及び販売事業者と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

(2) 災害応急対策車両等の指定

ア 災害応急対策車両等の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておく。

また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

イ 災害応急対策車両管理者等の責務^{※1}

車両管理者は、指定された災害応急対策車両を、日ごろから燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

※1：“「茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）」第2章 地震に強いまちづくり 第3節 被害軽減の備え 第6 燃料不足への備え 2 重要施設・災害応急対策車両等”の指定に基づき、“災害時において、応急復旧や県民の生活を維持するために優先的に燃料を供給すべき車両を予め指定するとともに、優先供給するための給油所も指定しておくことが必要”基準に準拠

(3) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

なお、市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

(4) 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な市民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力を行う。

第4節 防災教育・訓練

■基本的考え方	
この計画は、市民一人ひとりの自助防災対策の向上を目的として、防災に対する知識・行動力を高めるために必要な措置について定めるものである。	
関係部課	環境防災課、子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、消防本部

1 防災教育

(1) 市民に対する防災教育

ア 普及、啓発の内容

市は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、住民に対し、地域のハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

なお、防災教育の実施にあたっては、防災士などの地域の防災リーダーを積極的に活用する。

(ア) 想定される地震災害に関する知識

かすみがうら市内及び自らが住まう地域で想定される地震災害に関する知識（密集市街地での延焼のおそれ、地震に伴う土砂災害など）について普及・啓発を図る。

(イ) 「自助」「共助」の推進

a 最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄

非常持出品の定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。

また、自動車へのこまめな満タン給油についても推進する。

b 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。

c 避難行動をあらかじめ認識するための取組

地域の緊急避難場所や避難所、危険個所等を記載した地図などの作成を促進する。

d 災害時の家庭内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておく。

e 地震発生時の避難行動に関する知識

地震時のとっさの行動、具体的な避難場所や避難経路、地震災害の情報入手等についての知識の普及・啓発を図る。

- f 地域社会における地震災害予防に関する知識
自主防災組織に関することや、周辺地域社会での共助の考え方、災害時の初期消火、近隣の負傷者を救助、要配慮者の避難支援等の知識の普及・啓発を図る。
 - g 地域で実施する防災訓練への積極的参加
初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。
 - h 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて、普及・啓発を図る。
 - i 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等
平成30年12月に公表された「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。
 - j 適切な避難行動
避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
 - k 避難場所・避難経路の確認
平時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所や経路等を確認しておくこと。
 - l 被災状況の記録
家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動を促す。
- (ウ) 緊急地震速報に関する知識の普及
地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、その特性と限界、具体的内容、発表時にとるべき行動等について広報を行い、十分な周知を行う。

○ 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて市民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

- (エ) 地震保険の活用
地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、地震保険制度

の普及促進に努める。

(オ) 防災関連設備等の準備の促進

各家庭や企業等に対して、以下の様な防災関連設備等の準備を促進する。

- a 非常用持出袋
- b 消火器等消火資機材
- c 住宅用火災警報器
- d その他防災関連設備等

イ 普及・啓発の方法

(ア) 広報紙、パンフレット等による普及

上記内容の普及を図るためには、広報紙やパンフレットなどを作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(イ) 情報発信の場の一元化・集約化による普及

広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。

また、一つの場所で防災に関するすべての情報が手に入る仕組みをつくることが重要である。そのため、市庁舎内に防災に関する知識・資料コーナーの設置を検討し、防災に関する情報の一元化・集約化に努める。

(ウ) 講演会等の開催による普及

防災教育の方法としては、市内防災関係機関と連携し、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(エ) 個別地区単位での防災勉強会の開催による普及

危険箇所が予め明らかになっている土砂災害警戒区域等については、より具体的な知識の普及が必要となる。

そのため、地区単位で土砂災害ハザードマップなどを作成した上で、地区住民に対して、危険性や予防、避難の方法などについて勉強会を開催するなど、具体的な防災対策について知識の普及に向けた取り組みを推進する。

(オ) その他のメディアの活用による普及

- a テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- b ビデオ、フィルムの製作、貸出
- c 文字放送の活用
- d インターネットの活用
(ホームページ、緊急速報メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等)
- e 起震車等の教育設備の貸出

(2) 学校及び保育所（園）等における防災教育

ア 児童・生徒等に対する防災教育

(ア) 幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画にしたがって、幼児、児童及び

生徒（以下「児童・生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の向上、防災意識の啓発を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視する。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

- (イ) 地域特性に応じた教育内容としては、地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。
- (ウ) 指導方法としては、災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を促進する。

実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

- (エ) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

イ 指導者に対する防災教育

指導者への防災教育は、指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、資質向上を図る。

(3) 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から市民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会の開催

研修会、講演会は、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

2 防災訓練

(1) 総合防災訓練（県、市及び防災関係機関、自主防災組織並びに市民等が行う訓練）

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。

訓練の実施に当たっては、関係機関相互の連携の基に、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる内容に配慮する。

ア 訓練種目

訓練種目は次のとおりとする。

- (ア) 災害対策本部設置、運営
- (イ) 交通規制及び交通整理
- (ウ) 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- (エ) 救出・救助、救護・応急医療
- (オ) ライフライン復旧
- (カ) 各種火災の消火
- (キ) 道路復旧、障害物除去
- (ク) 緊急物資輸送
- (ケ) 無線による被害情報の収集・伝達
- (コ) 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- (カ) 応急給水活動

イ 防災訓練

防災訓練は、できるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかけて実施する。

その際には、自主防災組織、民間防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者等も含めた一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施を検討する。

(2) 市が実施する訓練

ア 避難訓練

- (ア) 防災関係機関、地域社会と連携した避難訓練の実施

訓練に当たっては、避難の指示、誘導、伝達方法等に係る避難訓練の年次計画を立案し、その計画に従い、市及び防災関係機関と地域社会等が連携して実施する。

避難訓練に参加する地域社会の単位は、行政区、自主防災組織等、複数の組織の連合若しくは学校区、避難所を中心とする避難範囲等とし、地域と市及び防災関係機関等との連携により避難訓練を実施する。

- (イ) 幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の幼児、児童・生徒等、傷病者、身体障がい者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

- (ウ) 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校等と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校等における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練に努める。

イ 消防訓練

市の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るためには、消防に関する訓練を実施するほか、大火災を想定して実施する。

なお、学校に当たっては、人命保護のために施設規模や収容者数等に応じた避難方法を確立し、訓練を実施するものとする。

ウ 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のためには、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。

また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

エ 通信訓練

情報収集伝達訓練については、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線、防災行政無線、衛星電話及びインターネット通信機器等の整備を進めることにより、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 事業所、自主防災組織及び市民等が実施する訓練

ア 事業所（防火管理者）における訓練

市は、学校、病院、工場、事業所、大規模店舗等で消防法により定められた防火管理者に対し、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的の実施するよう指導する。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加するよう指導する。

イ 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織等に対し、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、組織的な訓練が実施できるよう支援する。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び要配慮者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導、協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

ウ 一般市民の訓練

市及び防災関係機関は、市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して要配慮者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承

(1) 基本事項

ア 趣 旨

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、県との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

イ 対策

(ア) 基礎的調査研究

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、災害に対する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で市内の地域別データを調査、収集し、データベース化して、情報の利用を図る。

(イ) 防災アセスメントの実施

災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、市民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、県、市、防災関係機関で協力し、実施していくものとする。

その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し、行うものとする。

(ウ) 被害想定の実施

災害に関する総合的な被害想定調査は、災害対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県、市、防災関係機関で協力して実施していくものとする。このため、特に、あらかじめ震源の特定が困難である直下の地震については、市の中核機能に与える影響の想定を行う必要があり、市全域を対象とした想定調査を推進する。

(エ) 災害対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の実例から明らかである。したがって、過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- 災害に強いまちづくりのための調査研究
- 地震被害軽減のための調査研究
- 防災教育・訓練のための調査研究
- 応援・派遣に関する調査研究
- 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- 被災者生活救援のための調査研究
- 応援復旧・事後処理のための調査研究
- 復興のための調査研究

(オ) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を広く後世に伝えていくように努めるものとする。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するように努めるものとする。

第2章 震災応急対策計画

第1節 組織計画

■基本的考え方

この計画は、地震災害が発生した時に、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

関係部課	全課
------	----

1 かすみがうら市防災会議

かすみがうら市防災会議は、災対法第16条第1項に基づき設置された機関で、市における防災に関する計画を作成し、その実施を推進するほか、諮問に応じ、防災に関する重要事項を審議するものである。

なお、防災会議は市長を会長とし、かすみがうら市防災会議条例（条例第15号）第3条に規定する委員をもって組織し、同条例第2条に規定する事務をつかさどる。

また、男女共同参画の視点から対策推進を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。

2 災害警戒本部

(1) かすみがうら市災害警戒本部

市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対して、措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

(2) 設置基準

警戒本部は、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

ア 震度5強の地震が発生したとき。

イ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき

ウ その他、市長が必要と認めたとき

(3) 設置及び廃止決定

ア 設置の決定

警戒本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、市民部長の順でその権限を代行する。

イ 設置場所

本部はかすみがうら市防災センター（千代田庁舎内）に設置する。

また、千代田庁舎及び霞ヶ浦庁舎は各地区の防災活動拠点として、警戒本部との連絡体制を整える。

ウ 廃止の決定

市域内において災害が発生又は拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに警戒本部を廃止する。

(4) 組織・編成等

ア 警戒本部の編成及び各部・係の分掌事務

次項災害対策本部の編成及び各部・係の分掌事務に準ずる。

イ 警戒本部会議の招集

(ア) 出席者

警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長等の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務企画部長、市民部長、保健福祉部長、産業経済部長、都市建設部長、消防長、教育部長、会計事務局長、議会事務局長、消防団長、理事、参事

(イ) 協議事項

- a 被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- b 災害への警戒に関すること
- c 初期応急対策の検討・実施に関すること
- d 救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- e 避難対策に関すること
- f 広報活動に関すること
- g 各前号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

3 災害対策本部

(1) かすみがうら市災害対策本部

災害対策本部（以下「対策本部」という。）は、市域に災害が発生又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため災対法第23条の2規定に基づき、市長が設置する特別の組織である。

その大綱は、かすみがうら市災害対策本部条例（条例第16号）の定めるところによる。

(2) 設置基準

対策本部は、災対法第23条の2第1項の規定に基づき、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

ア 震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。

イ その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき

(3) 設置及び廃止決定

ア 設置の決定

対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、市民部長の順でその権限を代行する。

また、設置が決定され次第、茨城県防災・危機管理課等の関係機関に連絡を行う。

イ 設置場所

対策本部は、かすみがうら市防災センター（千代田庁舎内）に設置し、対策本部の標示を掲示する。

また、千代田庁舎及び霞ヶ浦庁舎は各地区の防災活動拠点として、対策本部との連絡体制を整える。

ウ 廃止の決定

対策本部は、市域内において災害が発生又は拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに廃止する。

なお、廃止後の継続業務は、対策本部の各業務担当課が継続して行う。

(4) 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び廃止を行ったことについて、茨城県防災・危機管理課等の関係機関に連絡、周知する。

(5) 組織・編成等

ア 対策本部の編成及び各部・係の分掌事務（別表参照）

イ 対策本部会議の招集

(ア) 出席者

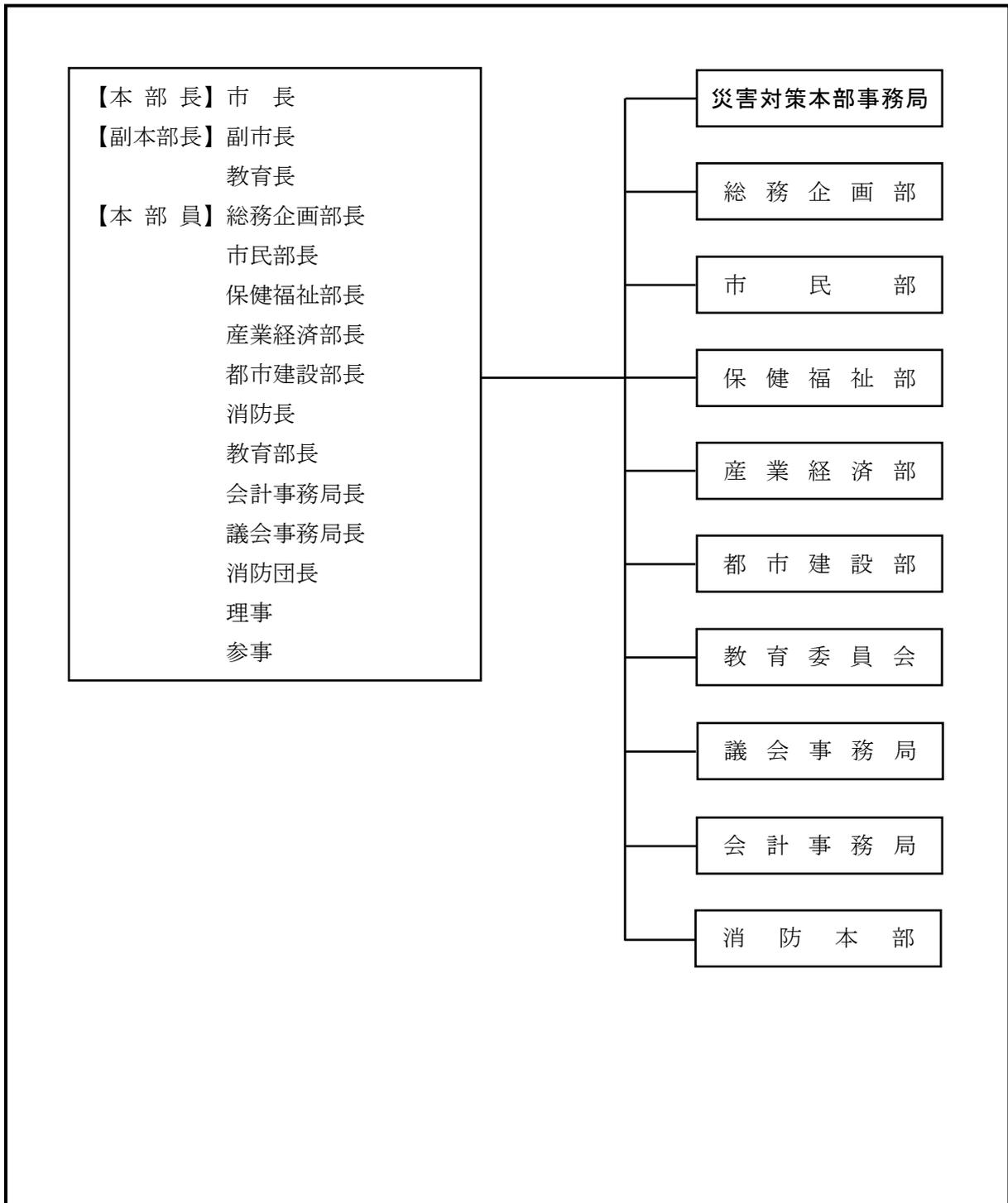
対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請する。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務企画部長、市民部長、保健福祉部長、産業経済部長、都市建設部長、消防長、教育部長、会計事務局長、議会事務局長、消防団長、理事、参事

(イ) 協議事項

- a 災害対策活動の総合調整に関すること
- b 避難の指示に関すること
- c 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- d 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- e 公費負担等に関すること
- f 災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- g 本部の廃止に関すること
- h 各前号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

[かすみがうら市災害対策本部組織図]



第2章 震災応急対策計画 第1節 組織計画

[別表 災害対策本部各対策部の事務分掌]

※構成員の名称に(◎)のある課等の課長等が班長となる。

担当部等名	班 名	担当課等	事務分掌
災害対策本部		○本部長 ○副本部長 ○本部員	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況、対応状況等の災害対策活動の総合調整に関すること ② 避難指示等、退去の協議、発令 ③ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること ④ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ⑤ 公費負担等に関すること ⑥ 災害応急対策に要する経費の処理に関すること ⑦ 被災者に対する救助及び救護措置に関すること ⑧ 本部の廃止に関すること ⑨ 災害救助法等の適応協議に関すること ⑩ 県災害対策本部との協議に関すること ⑪ 災害時における人員の動員及び調整に関すること ⑫ 職員の非常招集に関すること ⑬ 消防、水防対策に関すること ⑭ 帰宅困難者に関すること ⑮ その他、災害発生の防御、又は拡大の防止及び災害復旧のための措置に関すること
災害対策本部事務局		◎環境防災課 ○総務課 ○経営企画課 ○秘書人事課 ○情報広報課 ○会計課 ○監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害対策本部に関する事項（主に環境防災課） <ul style="list-style-type: none"> ① 本部長及び副本部長の補佐に関すること ② 災害対策本部立ち上げの伺いに関すること ③ 災害対策本部会議に関すること ④ 各部長等（災害対策本部員）に対する参集指示に関すること ⑤ 関係機関へ災害対策本部会議への参加要請に関すること ◆避難者支援及び受援に関する事項（全ての課） <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体や公共機関等に対する応援要請の取り纏め等、受援に関すること ⑦ 物品の調達及び供給に関すること（義援物資を含む） ⑧ 災害救助法に基づく炊き出し食品の供与の実施及びその指導に関すること ⑨ 災害救助法に基づく被服寝具、生活必需品の供与及びその指導に関すること ⑩ 救助物資等の輸送・保管に関すること ⑪ 救助物資等集積拠点の開設及び運営に係る受援に関すること ◆災害情報の収集・報告に関する事項（全ての課） <ul style="list-style-type: none"> ⑫ 災害情報の収集及び被害の取り纏めに関すること ⑬ 茨城県防災情報ネットワークシステム、災害情報共有システム（Lアラート）に関すること ⑭ ライフライン関係機関及び公共交通機関からの情報収集に関すること ⑮ 気象及び洪水の情報の収集及び伝達に関すること ⑯ 国、県等からの情報収集に関すること ⑰ 市民等からの災害情報収集に関すること ⑱ 県に対する報告及び要望の作成に関すること ◆災害対応の経費に関する事項（主に経営企画課） <ul style="list-style-type: none"> ⑲ 災害予算に関すること ⑳ 災害関係費の出納に関すること ㉑ 災害見舞金、義援金の受領、保管に関すること ㉒ その他出納業務に関すること ◆職員の現状把握等に関する事項（主に秘書人事課） <ul style="list-style-type: none"> ㉓ 職員の被害状況の把握と対策に関すること

第2章 震災応急対策計画 第1節 組織計画

担当部等名	班名	担当課等	事務分掌
総務企画部	秘書班	◎秘書人事課	① 本部長及び副本部長との連絡調整に関すること ② マスコミとの連絡調整に関すること ③ 本部長特命事項に関すること
	広報班	◎情報広報課	① 市民等への広報に関すること ② その他広報に関すること
	管財班	◎総務課	① 市有財産の災害調査に関すること ② 市所有車両の配車に関すること ③ 庁舎等の被害調査及び復旧に関すること ④ 燃料の確保に関すること
市民部	市民班	◎地域コミュニティ課 ○市民課	① 市民等からの災害情報収集に関すること ② 電話対応に関すること ③ 避難所（コミュニティセンター・コミュニティステーション）の開設及び運営管理に関すること ④ 避難所の運営に係る受援に関すること
	調査班	◎税務課	① 住家の被害状況の調査 ② り災証明に関すること ③ り災台帳の作成に関すること ④ 災害に伴う市税等の減免に関すること ⑤ 住家の被害状況の調査に係る受援に関すること ⑥ り災証明に係る受援に関すること
	環境衛生班	◎環境防災課	① ごみ収集及び処理に関すること ② 災害地の清掃に関すること ③ がれきの収集及び処理に関すること ④ 仮設トイレの手配及び設置に関すること ⑤ 衛生関係災害の調査に関すること ⑥ ペットの同行避難及び飼育指導に関すること ⑦ 一般・産業廃棄物処理に係る受援に関すること
保健福祉部	社会福祉班	◎社会福祉課 ○国保年金課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関すること ② 要配慮者の支援及び安否確認に関すること ③ 社会福祉施設の被害調査及び援護に関すること ④ 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関すること ⑤ 福祉避難所の設置及びその指導に関すること ⑥ 災害ボランティアに関すること ⑦ 死体の捜索処理、埋葬の実施及びその指導に関すること ⑧ 福祉避難所の運営に係る受援に関すること ⑨ 応急仮設住宅の災害り災者の援助に関すること
	介護福祉班	◎介護長寿課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関すること ② 要配慮者の支援及び安否確認に関すること ③ 社会福祉施設の被害調査及び援護に関すること
	児童福祉班	◎子育て支援課	① 人的被害及び住家の被害状況の調査に関すること ② 要配慮者の支援及び安否確認に関すること ③ 避難所（保育所・児童館・児童クラブ・大塚ふれあいセンター）の開設及び運営管理に関すること ④ 避難所の運営に係る受援に関すること ⑤ 社会福祉施設（児童館・児童クラブ・大塚ふれあいセンター）の被害調査及び援護に関すること ⑥ 保育対策に関すること

第2章 震災応急対策計画 第1節 組織計画

担当部等名	班 名	担当課等	事務分掌
保健福祉部 (つづき)	医療対策班	◎健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害地の防疫に関する事 ② 医療スタッフによる応急救護に関する事 ③ 救急患者の収容及び診療助産に関する事 ④ 医療材料の調達及び供給に関する事 ⑤ 医療担当会議に関する事 ⑥ 他の病院への応援依頼に関する事 ⑦ 地区医師会との連絡調整に関する事 ⑧ 被災者の医療救護に関する事 ⑨ 心のケアに関する事 ⑩ 避難所（かすみがうらウエルネスプラザ）の開設及び運営に関する事 ⑪ 避難所の開設及び運営に係る受援に関する事 ⑫ 健康・保健活動（保健師、管理栄養士等の派遣）に係る受援に関する事
産業経済部	農林水産班	◎農林水産課 ○農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 農作物の災害調査に関する事 ② 農地及び農業用施設の災害調査に関する事 ③ 林業関係の災害調査に関する事 ④ 家畜の災害対策に関する事 ⑤ 家畜の飼育供給及び草地飼料作物畑の復旧に関する事 ⑥ 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 ⑦ 災害農作物の技術対策に関する事 ⑧ 耕地の災害対策に関する事 ⑨ 農地、農業用施設における災害復旧に係る協力要請に関する事 ⑩ 農業委員会委員の安否確認に関する事 ⑪ 農業委員会会長・会長代理への連絡調整に関する事
	商工観光班	◎商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ① 観光施設等の被害調査及び復旧に関する事 ② 商工業の災害関係の調査に関する事 ③ 災害地の商工業の指導に関する事 ④ 災害救助に係る労務者の確保及び供給に関する事 ⑤ 企業への災害復旧資金の融資に関する事 ⑥ 被災者の就職斡旋に関する事 ⑦ 救助用物資の斡旋に関する事 ⑧ 救助用食料の斡旋に関する事 ⑨ 避難所（かすみがうら市交流センター）の開設及び運営管理に関する事 ⑩ 避難所の運営に係る受援に関する事
都市建設部	都市整備班	◎都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ① 民間家屋の危険度判定に関する事 ② 警戒・危険区域への立入り制限・禁止及び区域外への退去命令に関する事 ③ 公園等の被害状況調査に関する事 ④ 応急仮設住宅の設置、維持管理及び入居手続きに関する事 ⑤ 災害救助法に基づく仮設住宅の設置計画及び住宅の応急修理計画に関する事 ⑥ 道路（神立工業団地内）の冠水時の対策に関する事 ⑦ 開発関係の災害の調査に関する事 ⑧ 被災建築物応急危険度判定に係る受援に関する事 ⑨ 被災宅地危険度判定に係る受援に関する事
	土木班	◎道路課	<ul style="list-style-type: none"> ① 土木機械の運用に関する事 ② 土木災害の情報に関する事 ③ 道路、橋梁の災害調査及び復旧に関する事 ④ 河川の災害調査及び復旧に関する事 ⑤ 障害物の除去の実施及びその指導に関する事 ⑥ 道路及び河川等における災害復旧に係る協力要請に関する事

担当部等名	班名	担当課等	事務分掌
都市建設部 (つづき)	下水道班	◎上下水道課	① 下水道施設（雨水幹線含む。）の災害調査及び復旧に関する事 ② 下水道施設における災害復旧に係る受援に関する事
	上水道班	◎上下水道課	① 応急給水に関する事 ② 応急給水に係る受援に関する事 ③ 給水源の確保に関する事 ④ 上水道施設の被害調査及び復旧に関する事 ⑤ 上水道施設における災害復旧に係る受援に関する事
教育委員会	庶務班	◎学校教育課 ○生涯学習課	① 教育施設の被害調査及び復旧に関する事 ② 児童・生徒の安全確認に関する事 ③ 災害救助法に基づく学用品の供与に関する事 ④ 文化財の被害調査及び復旧に関する事
	避難所班	○学校教育課 ◎生涯学習課	① 避難所の開設及び運営に関する事 ② 避難所の開設及び運営に係る受援に関する事
消防本部		◎消防総務課 ○警防課 ○予防課 ○西消防署 ○東消防署	① 消防対策会議に関する事 ② 水防業務に関する事 ③ 被災家屋からの人命救助に関する事 ④ 広域消防応援の受け入れ及び調整に関する事 ⑤ 消防（緊急消防援助隊）派遣要請に関する事 ⑥ ヘリコプターの派遣要請に関する事 ⑦ 消火活動や救助活動に係る協力要請に関する事 ⑧ 災害情報の収集連絡に関する事 ⑨ 被害状況の把握及び記録集計に関する事 ⑩ 避難誘導に関する事 ⑪ 消防施設の被害調査及び復旧に関する事 ⑫ その他消防に関する事
議会事務局		◎議会事務局員	① 市議会議員の安否確認に関する事 ② 災害に対する議員活動に関する事 ③ 市議会議員との連絡調整に関する事

4 その他

- (1) 市民部長は、災害対策本部事務局の指揮統制を行うものとする。
- (2) 各部長等は、掌握する部等の各班等の指揮統制を行うものとする。また、災害対応業務実施にあたり人員に不足が見積られる場合は、他の部等から必要な人員の支援を受け、その職員も合わせて指揮統制するものとする。
- (3) 各班等の責任者は次表の通りとし、災害時にその職にあたるができない場合は、下表に掲げる副責任者、若しくは各部長等が任命する職員がこれにあたるものとする。

第2章 震災応急対策計画 第1節 組織計画

担当部等名	班 名	班長（責任者）	副責任者
災害対策本部事務局		環境防災課長	総務課長
総務企画部	秘書班	秘書人事課長	秘書人事課秘書担当係長
	広報班	情報広報課長	情報広報課広報担当係長
	管財班	総務課課長補佐 （総務担当）	総務課総務担当係長
市 民 部	市民班	地域コミュニティ課長	国保年金課長
	調査班	税務課長	税務課課長補佐
	環境衛生班	環境防災課課長補佐 （環境保全担当）	環境防災課環境保全担当係長
保健福祉部	社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課課長補佐
	介護福祉班	介護長寿課長	長寿介護課課長補佐
	児童福祉班	子育て支援課長	子育て支援課課長補佐
	医療対策班	健康増進課長	健康増進課課長補佐
産業経済部	農林水産班	農林水産課長	農林水産課課長補佐
	商工観光班	商工観光課長	商工観光課課長補佐
都市建設部	都市整備班	都市整備課長	都市整備課課長補佐
	土木班	道路課長	道路課課長補佐
	下水道班	上下水道課長	上下水道課課長補佐 （下水道担当）
	上水道班		上下水道課課長補佐 （上水道担当）
教育委員会	庶務班	学校教育課長	学校教育課課長補佐
	避難所班	生涯学習課長	生涯学習課課長補佐
消防本部		消防総務課長	警防課長
議会事務局		議会総務課長	議会総務課課長補佐

- (4) 本部長が、災害状況及びその他の事象により必要性を認めた場合は、特定の部に対してのみ配備体制を指示、若しくは特定の者のみに配備を指示することができるものとする。
- (5) 各部長等は、災害対策本部を設置する必要があると認めた場合、本部長に対して災害対策本部の設置を要請することができるものとする。
- (6) 本部長は、災害対策本部の設置要請があったときは、本部員を招集し、対策を協議するものとする。

第2節 動員計画

■基本的考え方	
この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。	
関係部課	全課

1 職員の参集及び動員

市域内において地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。そのため災害発生のおそれがある場合は、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

(1) 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、市内での地震の揺れの規模、災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	① 市域で震度4を記録したとき ② 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「同（巨大地震注意）」又は「同（巨大地震警戒）」が発表されたとき ③ その他、市長が必要と認めたとき	環境防災課 （道路・施設管理の担当課及び避難所開設運営の担当課において連絡調整を行う人員は連絡を受けられる態勢）	
警戒体制（第1）	① 市域で震度5弱を記録したとき ② その他、市長が必要と認めたとき	① 環境防災課 ② 総務課 ③ 道路及び施設管理担当課 （必要な人員等は、状況に応じて部内で定める。）	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制（第2）	① 市域で震度5強を記録したとき ② その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	① 警戒体制（第1）の人員 ② 全課の管理職 （必要な人員等は、状況に応じて部内で定める。） ③ 避難所直行職員	災害警戒本部を設置 必要に応じて災害対策本部を設置
非常体制	① 震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき ② その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	全職員	災害対策本部を設置

(2) 配備体制の決定

市長は、市民部長の状況報告に基づき体制を決定する。市長が不在又は連絡不能の場合は、副市長、教育長、市民部長の順でその権限を代行する。

(3) 職員の動員

ア 勤務時間中の動員の伝達

- (ア) 市長が動員を決定したときは、速やかに市民部長に連絡し各部長に動員伝達を実施させる。
- (イ) 各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき、本部設置場所に各部で定めた本部連絡員を派遣する。
- (ウ) 各課長は部長の指示に従い動員体制を整える。
- (エ) 動員された職員は、各本部員の指示に従い、直ちに災害対策活動を実施する。
- (オ) 動員の周知については、庁内放送、庁内電話、防災行政用無線又は使送等の方法により行う。

イ 勤務時間外の動員の伝達

- (ア) 市長が動員を決定したときは速やかに市民部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- (イ) 各部長は、各課長に動員体制を整えるよう指示する。更に指示を受けた各課長は所属職員に電話等を用いて、動員の伝達を行う。
なお、各課には市長、副市長、市民部長をはじめとした市の幹部並びに課内職員の連絡先一覧を備えておく。
- (ウ) 電話等が使用不能の場合は、防災行政用無線を使用して動員の伝達を行う。又は、放送機関に職員の登庁を呼びかけるよう要請を行う。
- (エ) 動員指示を受けた職員は、あらゆる手段を使い所属勤務課所へ登庁する。

ウ 動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員をとおして市民部長に報告する。市民部長は提出された報告書を取りまとめ本部長に報告する。

エ 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、強い地震を感じたときはテレビ、ラジオ等による災害情報を視聴し災害の状況を把握するとともに、動員の決定基準に該当する場合、動員命令を待たず自主的に参集するよう努める。

オ 避難所直行職員

- (ア) 市域で震度5強の地震を記録した際、避難所直行職員に指名されている職員は、課業時間の内外を問わず速やかに指定された避難所に直行し、避難所を開設、運営して避難者の受け入れ業務に従事する。
- (イ) 避難所担当の職員が避難所に到着したら、業務を避難所担当の職員に申し送る。

カ 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集に当たって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できない場合、市の避難場所に指定されている最寄りのコミュニティセンタ

一等、学校に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。

なお、その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

キ 動員除外

次に掲げる職員で所属長が認めたものは、動員対象から除外する。

- (ア) 病弱者等で災害応急活動を実施することが困難である者。
- (イ) 災害による被害を受けた者。
- (ウ) その他特段の事情のある者。

ク 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用する。ただし、交通機関が途絶しているときは、バイク、自転車又は徒歩により参集する。

自家用車は、災害応急対策活動の妨げとなるので原則として使用しない。

ケ 参集時の留意事項

- (ア) 参集する職員は、災害応急対策活動に便利で安全な服装を着用し、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯等必要と思われる物をできるだけ携行する。
- (イ) 参集する職員は、参集途上において、火災あるいは人身事故等に遭遇した場合、付近住民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。
- (ウ) 参集する職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、速やかに所属長等に報告する。

第3節 災害情報の収集・伝達

■基本的考え方	
この計画は、災害時における災害情報等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係部課	環境防災課、経営企画課、情報広報課、消防本部

1 通信手段の確保

市長は、地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

詳細は「第2編 風水害対策 第2章第5節 通信計画」に定める。

2 地震情報の収集・伝達計画

市は、気象庁から発せられた地震情報を収集・伝達し、最終的に市民に伝える。

(1) 地震情報の収集

ア 震度情報

地震情報は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報より迅速に入手する。

気象庁は、地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上※ ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表

各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上※ 	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表</p> <p>※自身が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震についてはその発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</p>
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 	<p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</p>
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の発現要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</p>

※ 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

イ 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘までのフィリピンとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁では、この南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域から四国地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、検討会において大規模な地震の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される場合等に「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

当該情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応についての指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨通知することとなっている。

(ア) 「南海トラフ地震に関する情報」の名称及び発表条件

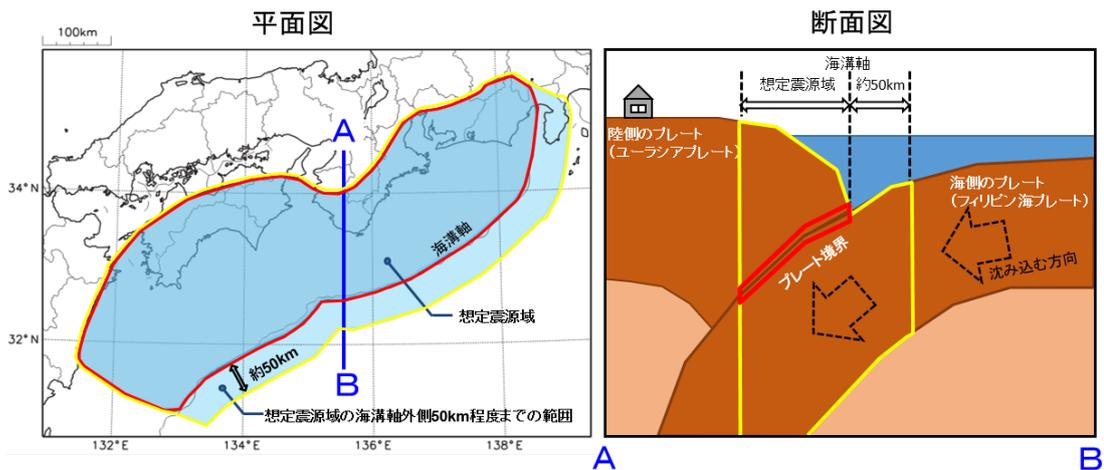
「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>

(イ) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上^{※1}の地震^{※2}が発生 ・1カ所以上のひずみ計^{※3}での有意な変化^{※4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用する。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定している。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定

レベル3：レベル1の2倍に設定

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とは、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震である。

その中で、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでM_w7.0以上の地震が発生した場合、気象庁において一定精度のM_wを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

当該情報が発表された場合には、先発地震発生後1週間の間は、防災対応をよびかける期間として、国の呼びかけに応じて、県及び市町村等は住民に対して呼びかけを行う。

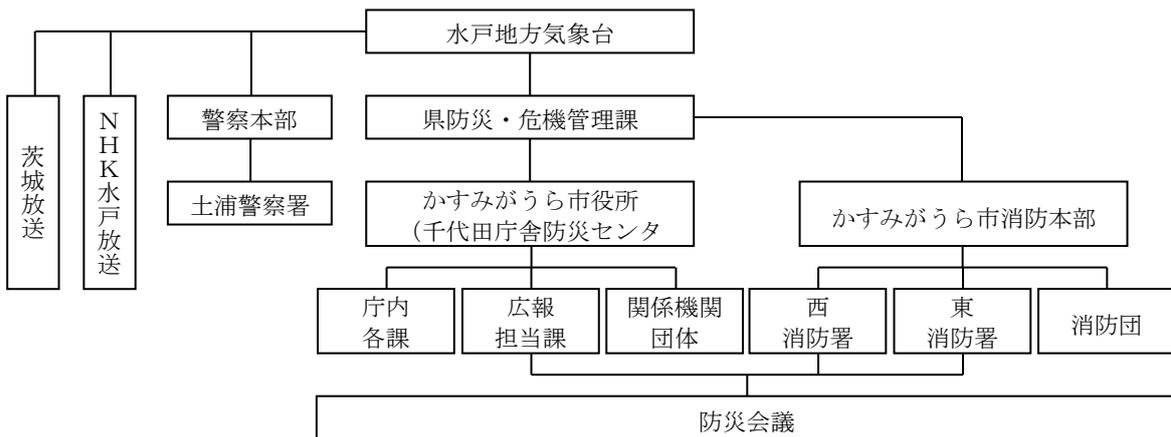
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報の名称及び発表条件」

情報名	情報発表条件
北海道・三陸沖後発地震注意情報	<p>○北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw 7.0以上の地震が発生した場合</p> <p>○想定震源域の外側でMw 7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域への影響が評価され、影響を与えるものであると評価された場合</p>

(2) 地震情報の伝達

入手した情報は、必要な防災体制の早期確立に役立てるとともに、必要な機関に対し、情報を迅速に伝達する。

ア 水戸地方気象台からの伝達系統



イ 市民への情報伝達

市役所、防災センターで収集した地震情報は、庁内各課へ速やかに伝達し、初動体制について判断するとともに、広報担当を通じて防災行政用無線により、市民へ情報伝達を行う。

また、かすみがうら市消防本部より東、西消防署へ情報伝達を行い消防署から市民への情報伝達を行う。

(3) 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

市は、地震発生の状況を考慮し、必要と認められる場合は地震解説資料を入手し、関係機関及び市民への情報伝達を行う。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない)	地震発生後30分を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する情報。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の強い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。
管内地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

(4) 異常現象発見者の通報

地割れ、山鳴り等災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

また、この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

通報を受けた市長は、水戸地方气象台、県(防災・危機管理課)、その他の防災関係機関に通報を行うと同時に市民その他の団体等に周知しなければならない。

(5) 被害概況の把握

ア 震度情報ネットワークシステムの活用

市に設置された震度計の情報を把握するとともに、収集した震度情報を活用し、地震被害予測システムにより被害の概況を把握する。

イ 各機関の報告に基づく概況把握

市及び防災関係機関は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

(6) 災害情報の報告

ア 消防庁(直接即報基準)への報告

「火災・災害即報要領」に基づき、震度5強以上を観測した場合は(被害の有無を問わ

ない) 第一報を消防庁に報告する。

更に消防庁長官から要請があった場合は、第一報後も引き続き報告する。

イ 県（災害対策本部）への報告

災害が発生した場合は、災対法第53条の規定に基づき、速やかに被害情報を収集して報告する。

ただし、県に報告できない場合は、国（消防庁）へ報告し、事後速やかに県へ報告する。

＜報告先＞	
茨城県防災・危機管理課	電 話 029-301-8800（直通） FAX 029-301-2898
消防庁 防災課 応急対策室	電 話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

(ア) 報告すべき事項

- a 災害の原因
- b 発生日時
- c 発生場所又は地域
- d 被害の状況
- e 災害に対して既にとられた措置及び今後の措置
- f その他必要な事項

(イ) 報告の区分

a 災害緊急報告

災害発生覚知後、県等が広域的に応急対策を行うために必要な重要かつ緊急性のある情報を直ちに報告する。

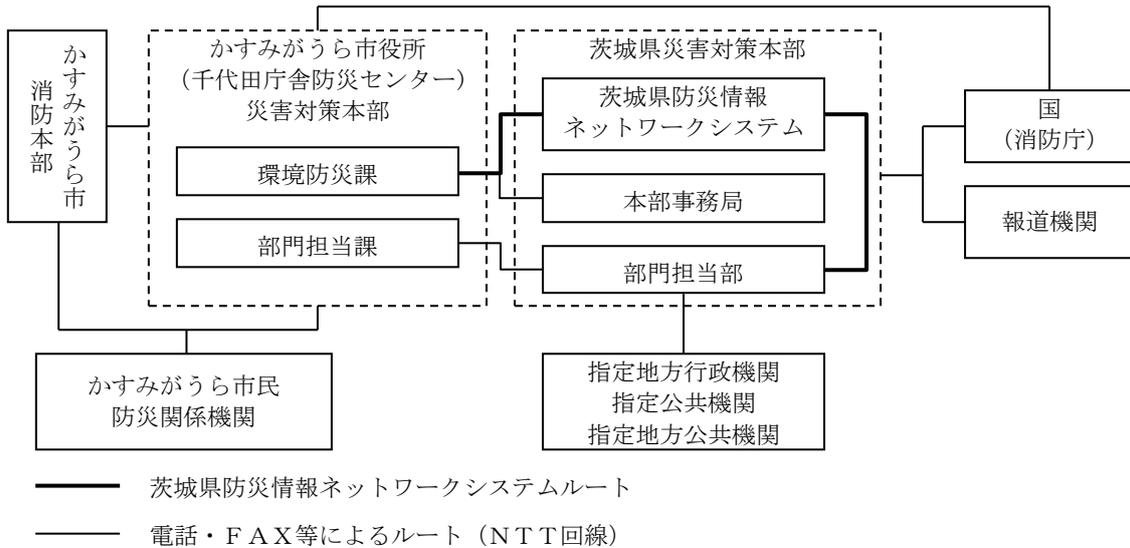
また、第一報の後、詳細判明の都度直ちに電話・ファクシミリ等で報告する。

b 即 報

把握している被害及び措置情報を県の指定時刻までに茨城県防災情報ネットワーク等を利用して報告する。

c 確定報

災害に対する応急対策が終了した後、被害状況、措置情報及び被害総額情報等を10日以内に文書及び茨城県防災情報ネットワーク等により報告する。



3 災害情報の広報

(1) 広報内容

ア 被災地住民に対する広報内容

市は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

また、広報においては、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人等情報が入手困難な被災者等に対する情報伝達に配慮するものとする。

- (ア) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、等）
- (イ) 避難指示の出されている地域、指示の内容
- (ウ) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (エ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (オ) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (カ) 公的な避難場所、医療救護所の開設状況
- (キ) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- (ク) 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- (ケ) 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- (コ) し尿処理、衛生に関する情報
- (サ) 被災者への相談サービスの開設状況
- (シ) 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (ス) 臨時休校等の情報
- (セ) ボランティア組織からの連絡
- (ソ) 全般的な被害状況
- (タ) 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 被災地外の住民に対する広報内容

被災地外の住民に対しては、被災地での応急対策が円滑に行われるよう、予め協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文

書や字幕付き放送等によるものとする。

また、帰宅困難者、訪日外国人等情報が入手困難な被災者等に対する情報伝達に配慮するものとするとともに、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (ア) 避難指示の出されている地域、指示の内容
- (イ) 流言・飛語の防止の呼びかけ
- (ウ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (エ) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者安否情報の伝言の呼びかけ)
- (オ) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (カ) 全般的な被害状況
- (キ) 防災関係機関が実施している対策の状況

ウ 広報手段

市内の資器材を活用して次の方法により、市民等への広報を行うとともに、その情報伝達手段について、あらゆる機会を利用して平時より周知するものとする。

- (ア) 防災行政用無線
- (イ) 広報車による呼びかけ
- (ウ) ハンドマイク等による呼びかけ
- (エ) 広報誌、ビラの配布
- (オ) インターネット
(緊急速報メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
- (カ) 立て看板、掲示板等（防災施設、避難所、避難場所など）

エ 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施

市は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を平素より実施し、実効性の確保に留意するものとする。

オ 危機感が伝わる広報の実施

市が避難情報等の災害情報を住民等に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、分かりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報発信に留意する。

(2) 報道機関への情報発表の方法

市は、災害の状況が把握され次第、報道関係機関に対し発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的又は必要に応じて発表する。

報道機関への発表については、災害対策本部長である市長が行う。

ア 報道機関との連携

市は、災害の広報活動を行うにあたり必要と認める場合、報道関係機関に対し協力を要請する。

イ 自衛隊等への広報活動の要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を要請する。

第4節 応援・受援

■基本的考え方

この計画は、大規模な災害が発生し、市単独での対応が困難と判断された場合に、自衛隊及び周辺市町村の応援、派遣を要請するために必要な措置について定めるものである。

関係部課	環境防災課、経営企画課、情報広報課、商工観光課、監査委員事務局
------	---------------------------------

1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

自衛隊派遣要請・受入体制の確保は「第2編 風水害対策 第2章 第25節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に定める。

2 応援要請・受入体制の確保

応援要請・受入体制の確保は「第2編 風水害対策 第2章 第26節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに受援計画」に定める。

第5節 被害軽減対策

■基本的考え方	
この計画は、地震被害を最小限に抑えることを目的とし、災害発生時の迅速な避難行動、消火活動及び応急医療を行うために必要な措置について定めるものである。	
関係部課	全課

1 避難行動

(1) 避難指示

ア 避難指示を行う者

避難の指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として相互に、連携を図りながら実施する。

また、災対法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止命令、退去命令等についても適切に運用する。

(ア) 避難指示を行う者

- a 市長（災対法第56条、第60条）
- b 警察官（災対法第61条、警察官職務執行法第4条）
- c 水防管理者（市長、市水防事務管理者）（水防法第21条）
- d 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- e 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る（自衛隊法第94条））

(イ) 市長の役割

市長は、大規模な災害に起因して住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められる場合、危険区域の市民等に対し、速やかに立ち退きの指示を行う。

ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、市民部長の順でその権限を代行する。

(ウ) 警察の役割

警察官は、大規模な災害に起因して住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められる場合、又は市長から要請があった場合、市民その他関係者に対して、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

警察官は、市長が行う避難の指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(エ) 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官が、避難等について必要な措置をとる。

イ 避難指示の対象者

避難の指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のために立ち退きを要

第2章 震災応急対策計画 第5節 被害軽減対策

すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

ウ 避難指示の発令基準

地震災害により広域的に人命の危険が大きいと予測される場合、又は市民の生命及び身体を災害から保護する必要性を認めた場合は、当該地域住民に対し「避難指示」を行う。

発令基準	① 地震災害が発生した後に、土砂災害の予兆が確認されたとき ② その他人命上、避難の指示を要すると認められるとき
------	---

エ 避難指示の内容

避難の指示をする場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- | |
|---|
| ① 避難対象地域（地区名、施設名等）
② 避難先（避難場所の名称）
③ 避難経路（避難経路の名称）
④ 避難の指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地）
⑤ その他必要な事項（避難行動時の最小限の携帯品、警察官等誘導員の指示に従う旨、災害時要援護者の優先避難、介助の呼びかけ等） |
|---|

オ 避難指示の伝達

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画 5」に定める。

(2) 警戒区域の設定

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画 6」に定める。

(3) 避難の誘導方法

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画 7」に定める。

(4) 指定避難所及び指定緊急避難場所の設置

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画 8」に定める。

(5) 避難者の実態把握

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画 9」に定める。

(6) 指定避難所等に関する報告

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画 10」に定める。

(7) 災害救助法による避難場所の設置

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画 12」に定める。

2 緊急輸送

(1) 緊急輸送の実施

緊急輸送に当たっては、震災による被災者の救護活動並びに応急対策に必要な人員、物資及び資材等を迅速かつ円滑に輸送するため、関係機関の協力を得て緊急輸送体制を整備する。

ア 総括的に優先されるもの

- (ア) 人命の救助、安全の確保
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 災害発生後の各段階において優先されるもの

(ア) 第1段階（地震発生直後の初動期）

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- b 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- c 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- d 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(イ) 第2段階（応急対策活動期）

- a 前記(ア)項の続行
- b 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(ウ) 第3段階（復旧活動期）

- a 前記(イ)項の続行
- b 災害復旧に必要な人員、物資
- c 生活用品
- d 郵便物
- e 廃棄物の搬出

(2) 緊急輸送道路の確保

ア 被害状況の把握

市は、予め県から指定されている緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、速やかに調査を実施し、応急対策を実施する関係機関に対し、調査結果を伝達する。

イ 緊急輸送道路の応急復旧

市は、緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに土浦土木事務所長に報告するとともに、所管する緊急輸送道路について、応急復旧作業を実施する。

3 消火活動

(1) 消防機関による消火活動

ア 消防活動体制の整備

市は、消防機関とともに、市域における地震による更なる災害を防御し、これらの被害を軽減するための消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について計画を立案しておく。

また、消防活動の円滑化を図るために、区域内での地震に伴うがけくずれ等の被害想定箇所を事前に把握し、必要に応じて具体的な被害想定図及び被害想定リスト等を作成する。

イ 被害情報の収集・伝達

(ア) 被害状況の把握

迅速に初動体制を整えるためには、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等により、被害の状況を把握する。

(イ) 災害状況の報告

消防本部は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないように努める。

ウ 同時多発火災への対応

消防本部では、震災時における同時多発火災への迅速な対応を図るため、予め震災を想定した防御計画の策定を進める。防御計画の策定に当たっては、市街地の状況、地震による被害想定状況（建物倒壊、火災延焼想定）等を考慮して作成する。

なお、実際の消火活動においては、防御計画に基づくとともに、次の原則に基づき鎮圧にあたる。

(ア) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。具体的には、避難場所までの避難路を確保するための沿道火災地域を優先する。

(イ) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(ウ) 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先に考え、部隊を集中して消火活動にあたる。具体的には、市域中心部の下稲吉等木造家屋が多数集積している地域において、延焼による多数の被害が想定される。

(エ) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。具体的には、特殊建築物及びその他危険物・高圧ガス等の貯蔵施設が多数立地する地域が対象となる。

(オ) 火災現場活動の原則

a 出動隊の指揮者は、火災態様の把握を行い、人命の安全確保と活動の路線確保を目

的とした延焼拡大阻止活動、並びに救助・救急活動について、その成算等を総合的に判断した行動を決定する。

b 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した場合は、積極的な攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

c 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した場合は、人命の安全確保を最優先に考え、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用した守勢的現場活動により延焼を阻止する。

エ 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、代表消防本部を通じて他の消防本部に応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない場合は、電話等により他の都道府県知事へ応援要請を依頼する。

オ 応援隊の派遣

市は被災を受けていない状況にあり、消防相互応援協定及び知事の指示により、緊急消防援助隊の一部として要請があった場合、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対しては、予め定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 市民、自主防災組織、企業による消火活動

ア 出火防止

市民は、地震発生後、直ちに火気の停止、ガス・電気の使用中止、近隣へ呼びかけ等、火災が発見された場合、消防機関に通報し近隣の住民とともに初期消火に努める。

イ 消防活動

地域での消防活動の実施に当たっては、市民及び自主防災組織等が、消防機関の消防隊に協力又は単独で、消火活動に努め、消火後は残り火の処理を行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

ウ 企業の消火活動への協力

企業の自衛消防隊は、消防機関と連携して消火にあたる。

(3) 救助・救急要請への対応

ア 消防機関による救急・救助活動

(ア) 救助・救急活動の原則

震災時の救助・救急活動は、特別救助隊、救助隊、救急隊及び徒歩隊により、人命の救助並びに救命活動を優先し、次の原則に基づき活動する。

a 重傷者優先の原則

救助・救急措置は、救命の処置を必要とする負傷者を優先する。その他の負傷者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。

- b 要配慮者優先の原則
負傷者多数の場合の救助・救急活動は、幼児・老人・障がい者等の要配慮者を優先して実施する。
 - c 火災現場付近優先の原則
延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
 - d 効率重視の原則
同時に小規模救助・救急事象が併発した場合は、救命率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。
 - e 大量人命危険対象物優先の原則
延焼火災が少なく、同時に多数の救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。
- (イ) 救助資機材の調達
家屋の倒壊、土砂崩れ等により通常の救助用資機材での対応が困難な被害が生じた場合は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。
 - (ウ) 医療救護所の設置
災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を行う。
 - (エ) 後方医療機関への搬送
 - a 医療救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。
 - b 消防本部は、搬送先の医療機関が、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の受入可能状況等を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して、情報伝達する。
 - (オ) 応援派遣要請
市長は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合、茨城県広域消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に応援を要請する。
協定に基づく応援でも対応できない場合は、知事に対して、電話等により他の都道府県への応援要請を依頼する。
 - (カ) 応援隊の派遣
市長は、市が被災してない場合、消防相互応援協定及び知事の指示により、緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊等を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行う。
特に、近隣都県での被害に対しては、予め定めた救助・救急計画等により、直ちに出動できる体制を確保する。
- イ 市民及び自主防災組織等による救助・救急活動
市民及び自主防災組織等は、地震発生後、消防機関による早急な救助・救急活動が困難

な場合も想定されるため、互いに協力して、自主的な救助・救急活動に努める。

(4) 水害防止活動

震災時における水防活動は、「第2編 風水害対策 第1章第1節 水政計画」、及び水防管理者が定める水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

ア 市の措置

地震が発生した場合には、溜め池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水にて浸水の発生が予想される。

そのため、市長は、地震（震度4以上）が発生した場合、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

水防活動では、ダム、堤防等の施設の管理者、警察等の各機関及び住民組織等との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重視する。

イ 施設管理者の措置

溜め池、堤防、水門等の管理者は、地震（震度5弱）が発生した場合、直ちに施設の巡視点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡する。更に水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

4 応急医療体制

応急医療体制は「第2編 風水害対策 第2章 第17節 医療・助産計画」に定める。

5 危険物等災害対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川、湖沼等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、市及び危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 危険物流出対策

ア 連絡体制の確保

(ア) 危険物取扱事業所の対応

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市等に通報する。更に、それぞれの業務等について、防災関係機関、隣接事業所と密接な相互連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合、拡散を防止するために、予め定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理する。

(イ) 市の対応

危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

イ 地域住民に対する広報

危険物等流出の被害情報は、防災行政用無線、広報車等により、災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て地域住民への周知を図る。

(2) 石油類等危険物施設の安全確保

ア 事業所における応急処理の実施

地震による危険物施設の被害が発生した場合には、各危険物施設の管理者が災害マニュアルなどにに基づき、応急処置を適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

イ 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設被害の有無を確認し、被害が生じている場合に消火・救助等の措置を講ずる。

また、被害状況を県に対して報告し、市のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

(3) 毒劇物取扱施設の安全確保

ア 毒劇物取扱施設の管理者の対応

毒物又は劇物の流出等の届け出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、警察署と協力の上、市民への広報活動及び避難誘導を行う。

イ 市の対応

市は毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市は管理者及び警察署、消防機関と協力し、市民への広報活動及び避難誘導を行う。

(4) 有害物質の漏洩及び石綿飛散防止対策

建築物等への被害があり、有害物質の漏洩が懸念される場合は、有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

建築物等の倒壊・損壊等により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

6 燃料対策

(1) 連絡体制の確保と情報の収集

市は、震災発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

(2) 災害応急対策車両への燃料の供給

ア 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料供給が難しいと判断した場合、県石油業協同組合各支部及び販売事業者に対し、予め指定した給油所において災害応急対

策車両への優先供給を行うよう依頼する。

イ 「災害時緊急給油票」の発行

市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

ウ 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は、災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用人は、予め定めるルールに従い、専用・優先給油所にて給油を受ける。

(3) 市民への広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第6節 被災者生活支援

■基本的考え方	
この計画は、被災者の生活を支援していくために必要な、避難生活の確保や健康管理、ボランティア活動の支援、各種生活情報、相談窓口業務、応急教育などを効果的かつ円滑に実施していくため定めるものである。	
関係部課	環境防災課、経営企画課、情報広報課、社会福祉課、介護長寿課、健康増進課、子育て支援課、税務課、市民課、学校教育課、生涯学習課、上下水道課、都市整備課

1 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

(1) 登録窓口の設置

発災後、被災者の安否をできるだけ多く把握するためには、避難者、疎開者、自宅被災者等の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

(2) 避難者等の調査の実施

被災者状況、建物被害等の把握は、関係部課の職員やボランティア等から成る調査チームを地域別に編成して行う。

なお、調査チームには、迅速かつ効果的な調査を可能とするために、調査責任者を定める。

ア 調査・報告方法の確立

避難者の調査・報告については、調査・報告の方法と用紙を定め、迅速かつ的確な活動が図れるようにするため、その方法と用紙の周知徹底を図る。

イ 調査結果の報告

調査結果は、災害救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅入居者選定について、各々統括して県に報告する。

2 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとするほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有態勢についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるように努めるものとする。

3 避難所の開設及び運営

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画 11」に定める。

4 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理

応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理は、「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第16節 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画」に定める。

5 ボランティア活動の支援

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、市は、ボランティアの協力を得ることにより、被災者の早期の生活再建を図るものとする。

(1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営

ア 受入体制の確保

市社会福祉協議会は、災害発生後直ちに、災害ボランティアセンターを設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

イ 災害ボランティアセンターにおける活動内容

市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターの活動内容は、主に下記のとおりである。

なお、受付の際には、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報に努める。

- (ア) 県、他市町村及び関係機関からの情報収集
- (イ) 被災者からのボランティアニーズの把握
- (ウ) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- (エ) ボランティアの受付
- (オ) ボランティアの調整及び割り振り
- (カ) 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- (キ) 必要に応じて、ボランティア支援本部への応援要請
- (ク) ボランティア保険加入事務
- (ケ) 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- (コ) その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) 災害ボランティアセンター及びボランティア支援本部との連携

ボランティア担当窓口の開設時には、コーディネートを担当する職員を配置し、市と災害

ボランティアセンターとの連絡調整、情報の収集・提供活動等を行う。

(3) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(4) 活動拠点の提供

ボランティア活動の支援として、活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて活動拠点の提供等に努める。

(5) ボランティア保険の加入促進

ボランティア保険については、ボランティア活動中の事故に備え、保険の広報及び加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

6 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

被災者には、余儀なくされる不便で不安な生活を支援するために、できるだけ早期の自立を促す、きめ細やかで適切な情報提供を行うとともに、被災者の多種多様な悩みに対応した各種相談窓口を設置する。

(1) ニーズの把握

ア 被災者ニーズの把握

被災者のニーズ把握は、把握調査を専門に行う職員を避難所等に派遣し、住民代表、民生委員、児童委員、ボランティア等の協力の基に、ニーズを集約する。

更に、被災地域が広域にわたり多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを編成し、ニーズの把握にあたる。

- (ア) 家族、縁故者等の安否
- (イ) 不足している生活物資の補給
- (ウ) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- (エ) メンタルケア
- (オ) 介護サービス
- (カ) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

イ 要配慮者ニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員、児童委員、ケアマネージャー、保健師など地域ケアシステムチーム員、ボランティア等による巡回訪問を通じて行う。

コミュニケーションが困難な外国人については、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

なお、得られたニーズは、その内容に応じた各種サービス供給の早期確保に努める。

- (ア) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (イ) 病院通院介助
- (ウ) 話相手
- (エ) 応急仮設住宅への入居募集
- (オ) 縁故者への連絡

(2) 相談窓口の設置

被災者からの相談には、総合窓口を速やかに設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他の団体が設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに応じた適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、震災被害の程度や複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

ア 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて下記の相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を行う。また、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

- (ア) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (イ) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- (ウ) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- (エ) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係、PTSD（心的外傷後ストレス障害））
- (オ) 外国人（安否確認、震災関連情報等）
- (カ) 女性（避難生活での困りごと等）
- (キ) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- (ク) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- (ケ) 消費（物価、必需品の入手）
- (コ) 教育（学校）
- (サ) 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- (シ) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- (ス) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- (セ) 金融（融資、税の減免）
- (ソ) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- (タ) 手続き（り災証明、死亡認定等）
- (チ) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康、避難、風評被害等）
- (ツ) 貴重品の預かり（例：持ち主の分からないもの、思い出の品等）

(3) 生活情報の提供

市は、被災者の生活向上と早期自立のために、各種媒体を活用して積極的に地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等の役立つ情報の提供に努める。

ア テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

イ インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

ウ インターネットの活用

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

エ ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

オ 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

カ 臨時災害放送局の設置、運営

災害時に、広く市民に情報を提供する手法の一つとして、既存放送局の技術、運営協力を生かした臨時災害放送局の設置を検討していくものとする。

設置にあたっては、関東総合通信局及びNHK他の技術的協力並びにボランティアの企画運営協力を得るものとする。

7 生活救援物資の供給

(1) 食糧の供給

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第12節 食糧供給計画」に定める。

(2) 生活必需品の供給

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第13節 衣料・生活必需品等供給計画」に定める。

(3) 応急給水の実施

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第14節 給水計画」に定める。

8 応急教育

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第2.4節 文教対策計画」に定める。

第7節 要配慮者の安全確保対策

要配慮者の安全確保対策は、「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第15節 要配慮者安全確保対策計画」に定める。

第8節 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第28節 災害救助法の適用」に定める。

第9節 応急復旧・事後処理

■基本的考え方	
この計画は、被災後における二次災害の発生を防ぎ、被災した地域の速やかな復旧を図るため、被災した建築物及び公共施設、ライフラインの安全性に関する確認を行うとともに、被災地の清掃、防疫活動を行うために必要な措置について定めるものである。	
関係部課	全課

1 建築物の震後対策

大規模な地震が発生した場合は、関係各部局及び県、その他関係団体等と連携を図りつつ、必要に応じて調整のための会議を開催するなど、迅速に被災した建築物の対策を行う。

なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、県・国その他協力団体等と協議して決めるが、概ね次の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の 緊急措置	災害発生後7日目 まで	① 公共施設・主要施設の安全点検の実施 ② 建築物の応急危険度判定の実施 ③ 応急危険度判定に関する情報の市民への提供
住宅供給・ 帰宅促進実施体制 への移行	災害発生後8日目 以降14日目まで	① 「危険」及び「要注意」判定建築物所有者に対する被災度区分判定に基づく補強計画提出の勧告 ② 「安全」判定建物を対象とした被災度区分判定実施の促進 ③ 地震その他の発生に伴う再度判定調査の実施

2 応急危険度判定

上記の震後対策を実施するために、以下の方法により応急危険度判定を行う。

(1) 応急危険度判定

ア 判定士派遣要請

地震等による二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

イ 応急危険度判定活動

(ア) 判定の基本的事項

- a 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- b 判定実施時期及び作業日数は、原則として2週間程度であり、一人の判定士等は3日間を限度に判定作業を行う。
- c 判定結果の責任については、市が負うものとする。

(イ) 判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士等の指揮、監督を行う。

ウ 判定作業概要

- (ア) 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- (イ) 応急危険度の判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- (ウ) 判定は、原則として「目視」により行う。
- (エ) 判定は外部から行い、外部だけで判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- (オ) 判定方法は判定調査票を用い、その項目にしたがった調査結果を基に判定する。
- (カ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、外部の見やすい部分に表示する。

(2) 被災宅地危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

- (ア) 判定の基本的事項
 - a 危険度判定は、市が実施する。
 - b 判定結果の責任については、市が負うものとする。
- (イ) 判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。

イ 判定作業概要

- (ア) 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- (イ) 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、判定調査票の項目に応じた調査を踏まえて行う。
- (ウ) 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、外部の見やすい部分に標示する。

3 土木施設の応急復旧

(1) 道路の応急復旧

ア 応急措置の概要

次の内容により、関係機関と連携し、応急措置を実施する。

- (ア) 道路被害情報の収集・伝達と応急措置

市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、災害復旧事業対策部による調査活動、パトロール、県土木事務所、警察署等への照会、参集職員からの情報収集等により被害情報を収集する。

この場合、収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置（迂回路の選定、誘導員による通行等）を実施し、交通の確保に努める。
- (イ) 道路占用施設被害情報の収集・伝達と応急措置

上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理及び当該道路管理者にその旨通報する。

緊急のためその時間が無い場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置

等、住民の安全確保のための措置をとり、事後連絡をする。

イ 応急復旧対策

地震により被害を受けた道路については、原則として緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。

(ア) 応急復旧目標

応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。

(イ) 応急復旧方法

応急復旧の方法は概ね次の内容とし、現地の災害状況に応じて具体的に適宜判断するものとする。

- ① 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端等に移動し、堆積する。
- ② 鉄骨性構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。
- ③ 路上駐車 of 撤去については、小型車等は人力又は軽装備で大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。
- ④ 路面の亀裂、地割れについては、土砂充填等により自動車に支障のない程度に応急復旧する。
- ⑤ 橋梁取り付け部の段差については、土砂・木材等の仮設、アスファルト混合物による応急的な「すりつけ工」等により、自動車走行に支障の無い程度に応急復旧する。
- ⑥ がけくずれによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の搬土作業を行う。
また、不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで移動を防止する。又は、路側に崩土防止柵工を行う。
- ⑦ 落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁、又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関へ連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。
- ⑧ 上記作業について、市限りで実施が困難な場合は、速やかに県又は自衛隊への応援要請の手続きをとる。

(ウ) 二次災害防止対策

道路管理者は、地震発生後の現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される施設に対して、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害防止に努める。

(2) 河川管理施設の応急復旧

地震等により堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、各施設を所管する機関と協力の上、応急復旧に努めるものとする。

ア 応急措置の概要

応急措置は、関係機関と連携し実施する。

(ア) 被害箇所については、水防活動と並行して、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に管内の施設を巡視し、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。

(イ) 河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県に報告し、内水による被害拡大を防止する。

また、施設の応急復旧については、大規模なものを除き、県の指導に基づき実施する。

イ 応急復旧対策

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画を策定し復旧する。

また、水門及び排水機等が故障、停電等により、運転が不能になった場合には、土のう、矢板等による応急締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(3) 農地・農業用施設の応急復旧

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、速やかに被害状況を調査し、応急復旧に努める。

ア 点 検

農地、農業用溜め池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区等が点検を行う。

農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。

イ 用水の確保

受益土地改良区は、農業用溜め池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものを優先に補修を行う。

ウ 排水の確保

受益土地改良区の排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

エ 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い、交通の確保を図る。

(4) 砂防施設及び治山施設の応急復旧

ア 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

イ 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

4 ライフラインの施設の応急復旧

(1) 上水道施設の応急復旧

ア 応急復旧の実施

(ア) 作業体制の確保

水道事業者等は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(イ) 応急復旧作業の実施

上下水道部は、下記の応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を実施する。

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧に当たる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定し、災害対応体験者をリスト化するなど即応体制を整備すること。

a 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。

また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土盛りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

b 取水施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の協力を得て、仮設給水設備を設置する。

c 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊された場合は、破壊箇所から有害物等が混入しないように処理する。特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

(ウ) 応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合、県に対し調達を要請する。

(エ) 住民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

なお、茨城県水道用水供給事業者と連携を図り、情報の伝達に努める。

(2) 下水道施設の応急復旧

ア 下水道停止時の代替措置

(ア) 緊急汲取りの実施

便槽等が使用不能となった地域に対しては、応急的に部分汲取りを実施する。

(イ) 仮設トイレの設置

避難場所等においては、仮設トイレを設置する。

イ 応急復旧の実施

(ア) 作業体制の確保

応急復旧に当たっては、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(イ) 応急復旧作業の実施

a 下水管渠

排水機能の回復は、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を実施する。

b ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない対策をとる。

また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用することによる簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

(ウ) 住民への広報

被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

5 清掃・防疫・障害物の除去

(1) 災害廃棄物の処理

ア 災害廃棄物の処理

(ア) 災害廃棄物の処理

市は、災害状況を的確に把握した上で、市災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等への災害廃棄物を円滑に誘導する。

加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬等を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進めるものとする。

市が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。

災害廃棄物の処理に当たっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

(イ) 広域処理

市は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、他自治体、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

イ し尿処理

(ア) 災害時におけるし尿処理

災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。

一方、し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により、平常時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。

このため、市は、被災状況を的確に把握したうえで、市災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やかに、仮設トイレに係るし尿収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図るものとする。

また、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。

(イ) 広域処理

市は、災害時におけるし尿等の処理事業に支障が生じた場合には、県、他自治体、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と提携した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

(2) 防疫

ア 防疫組織の設置

防疫は、健康増進課及び環境保全課が中心となった防疫組織を設置する。

更に、迅速かつ的確な対応が図れるようにするために、必要な教育訓練を行う。

イ 状況把握

防疫情報の収集・報告は、気象庁、警察及び消防等と連絡をとり、災害発生後の被害状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる医療救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

ウ 防疫計画及び対応策

防疫の対応に当たっては、地理的・環境的諸条件や過去の被害状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい対応策及び計画を検討する。

なお、災害発生後の対応は、防疫計画に基づき被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

エ 消毒薬品・器具機材等の調達

災害時の防疫措置に必要な消毒薬等は、医薬品業者や医療関係機関への要請等により調

達する。

更に必要に応じて、薬業団体及び近隣市町村などの協力を求める。

オ 防疫措置等の実施

防疫は、感染症の予防及び感染症患者の医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な措置等を行う。

カ 予防教育及び広報活動の実施

平常時から、災害時の伝染病や食中毒予防等に関する教育を行う。

また、災害発生地域や避難場所においても同様の教育を行うとともに、パンフレットや広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

キ 記録の整備及び状況等の報告

警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て、被害状況の把握を行い、その状況や防疫活動状況を記録し、土浦保健所長に報告する。

ク 医療ボランティア

消毒の指導等については、必要に応じて医療ボランティアを確保するため、薬剤師会等関係団体に協力を要請する。

(3) 障害物の除去

ア 建築関係障害物の除去

日常生活に著しく支障を及ぼす被災建物、崩積土石、倒木等の障害物について、自らの資力では除去が困難で、除去作業が必要と認められた障害物を除去する。

市単独では処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

イ 道路関係障害物の除去

管理区域内の道路において、路上障害物の状況を把握し、交通の安全及び輸送の確保のために、除去が必要な障害物が認められた障害物を除去する。

その際、各道路管理者間の情報交換を緊密に行い、予め指定された緊急輸送道路を最優先に実施する。

ウ 河川・湖沼の関係障害物の除去

河川、港湾及び漁港管理者は、所管する河川、湖沼区域内の漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められ障害物を除去する。

6 行方不明者等の探索

「第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第20節 死体の搜索及び処理埋葬計画」に準ずる。

第3章 震災復旧・復興計画

第1節 被災者の生活の安定化

■基本的考え方

この計画は、震災時における被災者の自立的生活を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるために定めるものである。

関係部課	商工観光課、経営企画課、検査管財課、税務課、国保年金課、市民課、社会福祉課、農林水産課、農業委員会事務局、会計課
------	--

1 金融及びその他の資金計画

下記の金融及びその他の資金計画は、「第2編 風水害対策 第3章 災害復旧・復興計画 第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画」に定める。

- ① 農林漁業復旧資金
- ② 中小企業復興資金
- ③ 住宅復興資金
- ④ 生活福祉資金
- ⑤ 母子父子寡婦福祉資金
- ⑥ 義援金品の募集及び配分
- ⑦ 災害弔慰金
- ⑧ 災害障害見舞金及び災害援護資金
- ⑨ 被災者生活再建支援法による支援金の支給

2 租税及び公共料金等の特例措置

租税及び公共料金等の特例措置は、「第2編 風水害対策 第3章 災害復旧・復興計画 第4節 その他の保護計画」に定める。

3 生活保護

生活保護は、「第2編 風水害対策 第3章 災害復旧・復興計画 第4節 その他の保護計画」に定める。

4 住宅建設の促進

(1) 建設計画の作成

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成し、県に報告する。

(2) 事業の実施

災害公営住宅の建設は、建設計画に基づき実施する。

(3) 入所者の選定

特定入居を行うときの選定は、基準を作成し県と協議するとともに、その選定基準にしたがって入所者の選定を行う。入所者の選定後は、その結果を速やかに県に報告する。

第2節 被災施設の復旧

■基本的考え方

この計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を立案し、早期復旧を目標にその実施を図るために定めるものである。

関係部課	経営企画課、検査管財課、税務課、環境防災課、都市整備課、道路課、上下水道課
------	---------------------------------------

1 災害復旧事業計画の策定

災害復旧事業計画の策定は、「第2編 風水害対策 第3章 災害復旧・復興計画 第1節 公共施設の災害復旧計画」に定める。

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定は、「第2編 風水害対策 第3章 災害復旧・復興計画 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画」に定める。

3 災害復旧事業の実施

復旧事業は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、事業費が決定され次第、速やかに必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4 解体、がれき処理

(1) 再生利用の促進

災害復旧事業の実施に伴って、被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合には、その事業主体となるものは、発生する廃棄物の再利用により、最終処分量の削減に努めるものとする。

(2) 災害廃棄物処理事業との連携

堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業の実施に当たり、当該事業に伴って生じた廃棄物の処理について、災害廃棄物処理事業と併せて実施する場合には、関係部局が密接に連携して調整を行い、計画的な実施に努めるものとする。

第3節 激甚災害の指定

■基本的考え方	
この計画は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査・実情の把握を行い、県に協力して早期に激甚災害の指定を受けられるようにするために定めるものである。	
関係部課	経営企画課、検査管財課、税務課、環境防災課、都市整備課、道路課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課

1 激甚災害調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

調査は、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項にしたがって迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、震災後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備に努める。

第4節 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、「第2編 風水害対策 第3章 災害復旧・復興計画 第5節 災害復旧・復興計画」に定める。